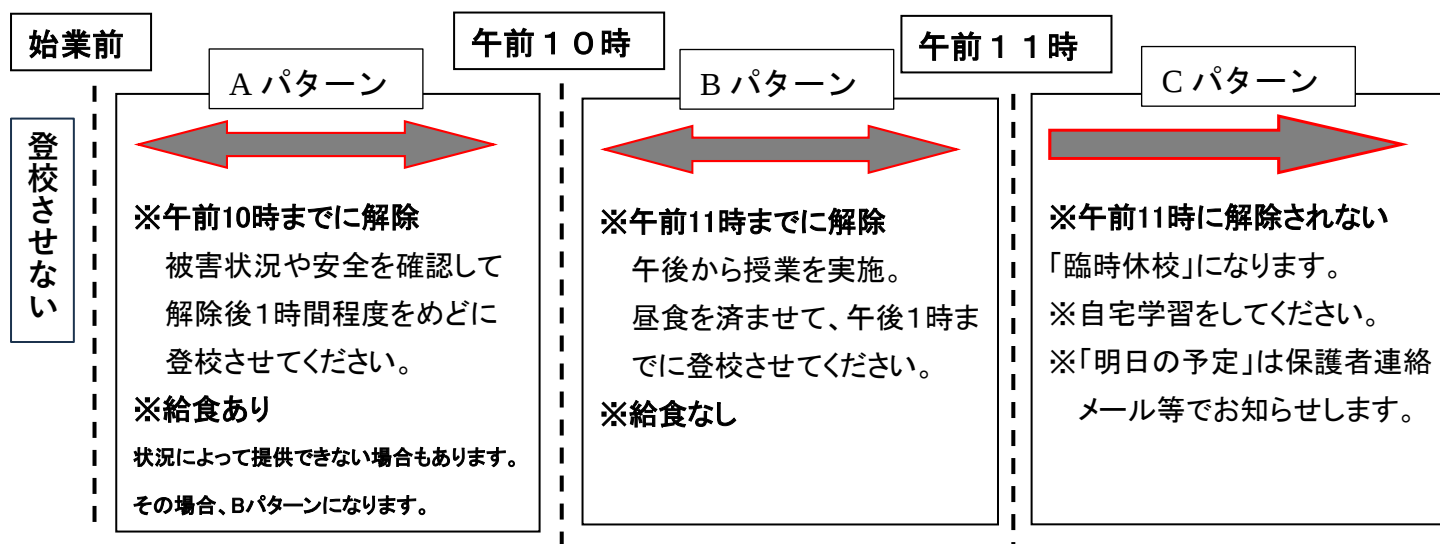


暴風警報、暴風雪警報、特別警報等の発表における児童の登下校について

1 始業前に暴風警報、暴風雪警報、特別警報及び避難指示※が発表されている場合

※ 避難指示は、原則「伊勢市のいずれかの地域に避難指示が発令されたとき」



解除後の授業準備は、前日にお知らせした予定のとおりですが、保護者連絡メールでも送信します

2 特別警報の発表および避難指示が発令された場合

『ただちに命を守る行動をとる』

- ・児童生徒は登校させない
- ・ただし、警報および避難指示が午前11時までに解除された場合は、安全に登校できることを確認し、解除後余裕をもって、当日の授業を行います。

3 始業後に暴風警報・暴風雪警報・特別警報および避難指示が発表された場合

- ・直ちに授業を中止し、原則、直接保護者に引き渡して下校させます。保護者連絡メール等でお知らせしますのでお迎えをお願いします。保護者が、すぐに学校に迎えにこられない場合や連絡がつかない場合には、児童を学校に待機させます。

4 大雨・洪水・大雪注意報又は警報が発表された場合

- ・原則、授業を行います。学校の判断で「自宅待機」または「臨時休校」を決定した場合は、午前6時から午前7時の間に保護者連絡メール等でお知らせします。
- ・登校時に、道路の冠水等で危険な状況が予想される場合は、保護者の判断で自宅待機をして下さい。その場合は、その旨学校へ連絡してください。
- ・登校した児童を下校させる場合には、通学路と帰宅地の安全を確認して、状況に応じて下校させます。保護者連絡メール等でお知らせします。
- ・家庭でも家のまわりの様子を見て、浸水・冠水・がけ崩れ等がありましたら、学校へもご一報ください。

5 その他

- ・児童の安全を第一にして、台風の接近に伴う早めの下校などの特別の措置をとる場合があります。その場合には、保護者連絡メール等でお知らせをします。携帯電話等のアドレスを変更された場合には、すぐに再登録をお願いします。

★警報が、伊勢市または伊勢志摩地域に発表された場合に該当します。

★避難指示は、原則として「伊勢市」のいずれかの地域に発表された場合です。